(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業 契約書(案)に対する質問回答<u>(別紙関係)</u>

N-	タイトル			該	当筐	所			ΘM
No		別紙	頁		()	カナ	(計)英		回答
1	定義集	1		16				創立費・開業費、不動産取得税、登録免許税等 (見積もり額を含む)、運営開始日までに要した 及び要すべき費用を初期投資積算額に含めること は、可能でしょうか?	創立費、開業費は含みません。設計費、不動産取得税、登録免許税等の資産取得に要した費用は、 有形固定資産に含まれるものと想定しています。
2	定義集	1		16				初期投資額積算は、現状の定義でいくと乙が所有する有形固定資産及び無形固定資産となっているが、開業費及び諸税等を含めた初期投資額全額としていただきたい。	N01と同じ。
3	定義集	1		16				事業開始後1年度直前とは、どの時点を指すのですか。例:事業開始初年度を平成17年4月1日~平成18年3月31日とした場合は、どの時点を指すのですか。	事業開始後1年度直前の事業者の直近の会計年度終 了時点を指します。
4	固定資産の定義について	1		16				諸事情により固定資産の買い入れが遅れることにより、事業開始直前には所有されない場合も考えられるので、「運営開始後所有する有形固定資産及び無形固定資産で事業開始後1年度直前に所有していると甲が認める資産を含む。」としてもらいたい。	固定資産の買入れが遅れ,事業開始直前に所有されない場合とは,どのような場合を想定しているのか不明ですが,初期投資額積算の定義は契約書(案)によるものとしますので,ご指摘の場合が発生しないように留意して下さい。
5	固定資産の定義に ついて	1		16				繰延資産である開業費は、無形固定資産含まれる と考えて良いのでしょうか。	N01と同じ。
6	「初期投資額積算」について	1		16				本項でいう「無形固定資産」には、ページ の4に規定する「開業費等」も含まれると解釈してよるしいでしょうか。 また、設計費も、初期投資額積算に含まれると理解してよろしいでしょうか。	NO1と同じ。
7	初期投資額積算の 定義	1		16				初期投資額のうち、資産計上せずに発生時に費用で落としてしまうものもあります(建設期間中のSPC諸経費等)ので、資産の簿価は定義として適切ではないと考えます。本件事業開始のために支出した一切の合理的費用のような定義に変えていただけませんでしょうか。	N01と同じ。
8	サービス購入料 1 (賃借料)	10		1	(1)			「・乙の金融機関等からの借入金の元金返済額及び支払金利額に相当する料金」の文言は、「・乙の初期投資額に係る割賦金の元本返済額及び利息額に相当する料金」ではないでしょうか。	違います。
9	サービス購入料2- 1	10		1	(2)			「出資者に対する配当金を含む出資金にかかる費用等」は「その他事業者が必要とする費用等」に含まれるとありますが、当然、出資金そのものも「費用等」に含まれるという理解で宜しいでしょうか?	出資者に対する配当金を含む出資金にかかる費用 等とは原則として現金配当を対象としています。 出資金そのものは対象としておりません。
10	サービス購入料1- 1の改定方法	10		3	(2)	7		平成14年9月1日および平成18年4月1日は共に日曜日となりますが、休祭日の扱い等も含め、基準金利の決定方法も提案する、という理解でよろしいでしょうか。	平成14年は9月2日,平成18年は4月3日が基準日となります。
11	サービス購入料1- 2の改定方法につ いて	10		3	(3)			大規模修繕に関するサービス購入料1-2の改定指標として、「消費者物価指数札幌市・総合」が指定されています。建築・設備の大規模修繕は建設工事と同等であり、人件費相当(サービス購入料2-1)と同じ改定指標ではないと考えます。適切な指標への変更を検討していただけないでしょうか。	
12	サービス購入料の 改定(物価下落の 場合)	10		3	(4)			サービス購入料2の消費者物価指数にリンクした 変動とは上がった場合のみならず、下がった場合 にも連動するということでしょうか?	お考えのとおりです。
13	サービス購入料の改定(項目の区分)	10		3	(4)		(ウ)	劣後借入の返済原資、法人税、配当等はサービス 購入料2 - 1のその他事業者が必要とする費用等 に含められるとすれば、これは物価変動によるス ライドの対象となるのでしょうか?	お考えのとおりです。

契約別紙 Page 1

M-	7711			該	当箇	i所			F.F. 88	回答
No	タイトル	別紙	頁		()	カナ	(カナ)	英記号	質問	回答
14	火葬数の変動に対 する見解について	10		3	(4)	7'	(1)	b	火葬数の変動によるサービス購入料改定の対象は、光熱費となっています。しかし、火葬数が想定件数を上回る場合、火葬炉の修繕スケラ想されかりで早まる等の光熱費となった場合は、不可抗力の扱いにしていただけないでしょうか。 御市が提示した想定火葬件数については、事業者側で責任を負えるものではなく、また倒えないものと考えています。従って、両者のいずねの責めにも場合ないものなので、一定レベルを超まないものは、不可抗力とするべきさます。	修繕費は火葬炉の使用頻度の影響を受けるものと考えておりますので,ご質問にあるようなケースも想定して修繕費を提案して下さい。
15	サービス購入料の減額	11		3	(1)	7'			施設の利用可能性確保に起因してサービス購入料支払が減額された場合には、減額となった事由 (どの炉が、何日に、何故~排ガス等検査で/燃焼 状況で/設備作動で)を開示して頂けるとの理解で 宜しいでしょうか?	お考えのとおりです。
16	利用可能性のない 場合の減額と基準 に満たない場合の 減額	11		3	(1)	1			この場合の減額は、サービス料全額にペナルティポイントに応じた割合を掛けた額となるのでしょうか。もしそうであれば、基準を満たしていない業務以外の業務に関しては、基準を満たしている。は額対象をサービス料全額ではなく、基準を満たしていない業務見合いのサービス料としていただきたくお願いいたします。	市は、火葬場でのサービスを一体として購入します。したがって、サービス購入料の支払も一体として行います。ペナルティについては、その考え方を踏まえて設定しています。
17	利用可能性のない 場合の減額と基準 に満たない場合の 減額	11		3	(1)				利用可能性がない場合の減額と、利用可能性は確保されているが水準に満たない場合の減額は、同時に発生することはないと考えてよろしいでしょうか。	「施設の利用可能性が確保されていない」と既に 判断されている場合の要求水準抵触は、ペナル ティポイントは付与されません。
18	減額時における サービス料 1 - 1 の 取り扱い	11		3					サービス購入料の減額はサービス料1-1も対象としていると理解しておりますが、サービス料1-1は借入金の元金及び支払金利から構成されているである。の、の業務水準維持に対するインセンテ業終ではなり得ないと思われます。 また、事業にはなり得ないと思われます。 また、事業には、初期投資額残高の90%が支払われるといるため、(資本金10%となります。となります。このことからも、サービス料1-1を減額対象により、この高味が無いと思われます。サービス購入料の減く額対象いらサービス料1-1を除外していただきたくお願いします。	市は、火葬場でのサービスを一体として購入します。したがって、サービス購入料の支払も一体として行います。減額についても、同様に考えています。
19	モニタリングと「 サービス購入料」 の減額	11	,	3					【減額計算式】内の<四半期サービス購入料>は、各々対象業務の<四半期サービス購入料>と考えてよろしいのですか。	四半期のサービス購入料全体が対象となります。
20	サービス購入料の減額	11		3	(1)	1	(1)	a	に記載とありますが、ここにはペナルティ算定のみならず抵触した内容を具体的に明示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか?(原因の究明、責任の追及、再発の防止の為には必要だと考えます。)	事業者において、運営業務等報告書、維持管理業 務報告書を作成し、その中で抵触内容等を、市に 対して報告することになります。
21	購入料の支払停止ポイント	11		3	(1)	1	(1)	d		50ptです。契約書(案)別紙11, ページの表を 参照してください。
22	心づけ受領のペナル ティポイント	11		3	(1)	1	(1)		ベナルティボイントは「11pt/回」とありますが、一人の 職員が同一の遺族ダループの複数人から受領した場 合は、1回になるのでしょうか?それとも受領し た人数分が回数になるのでしょうか?	ケースによりますが、提示内容の場合は、実質的には1事件なので、11ptになるものと考えます。
23	心づけ受領のペナル ティポイント	11		3	(1)	1	(1)		ベナルティボイントは「11pt/回」とありますが、一人の 遺族が、複数の職員に心づけを渡したときは、1 回になるのでしょうか?それとも受領した職員数 が回数になるのでしょうか?	NO22と同じ

契約別紙 Page 2

No	タイトル			該	当筐	所			質問 回答	同文
NO		別紙	頁		()	カナ	(カナ)	英記号		凹谷
24	火葬炉の稼動対象 について	11	iv	3	(1)	7	(f)		火葬炉の稼動が施設アベイラビリティと連動し、ペナルティ対象とされています。ここで提示されている減額計算式を拝見すると、1日29件以上の火炉を稼動させることをイメージされているように見受けられます。 炉のローテーションは事業者側の判断によるものと考えており、仮に、炉数以上の火葬件数があってもます。 でのローテーションは事業者側の判断によるものと考えており、仮に、炉数以上の火葬件数があっても、全ての炉を稼動させる必要はないと考えています。この場合、事業者側の判断で稼動させない炉があった場合は、当該ペナルティの対象外である、という認識でよろしいでしょうか。	予約制をとらない火葬場として、火葬炉等30基が常時稼動可能な状態にあることは必要です。また、火葬炉が「通常通りの作動をしなかった場合」は、事業者側において十分な維持管理が行われていれば、基本的には発生しないと考えています。したがって、ご指摘の場合は、ペナルティの対象となります。
25	その他の減額計算式について	11	viii	3	(1)	1	(1)	f	当該項目における減額計算式では、通常のペナルティポイントに対する減額式の「x2」となっています。2倍になっている理由について具体的にお示しください。	悪質な場合のペナルティとして設定したもので す。
26	ペナルティポイン トについて	11	viii	3	(1)	1	(1)		四半期ペナルティポイントが50ptを超える場合には、是正されるまで支払停止となります。このレベルを50ptに設定された理由についてお示しください。	里塚斎場の実態等を踏まえて設定しました。本事業において甲が提示している要求水準の遵守は、一定の技量、意欲を有している民間事業者においては、それほど難しいものではなく、ペナルティポイントが3ヶ月間で50ptに達することは相当の事態と想定しています。

契約別紙 Page 3